

ベルギーの社会運動政党「アゴラ」によるミニ・パブリックスの実践

執行, 浩史
九州大学大学院地球社会統合科学府 : 博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/7343137>

出版情報 : 政治研究. 72, pp.39–55, 2025-03-31. Institute for Political Science, Kyushu University
バージョン :
権利関係 :



研究ノート

はじめに

ベルギーの社会運動政党「アゴラ」による「ミニ・パブリックス」の実践

執行 浩史

はじめに

第一節 アゴラの組織

(一) A C B のプロセス・発信型 (第四会期)

(二) A C B のプロセス・対応型 (第二会期)

(三) 熟議の結果 (A C B 最終報告書)

(四) ブリュッセル議会における結果

おわりに

現代民主主義の機能不全の原因が「選挙原理主義」(ヴァン・レイブルック 2019:42)にあるとし、選挙代表制へのオルタナティブや選挙代表制を補完する制度を模索することが、政治学の中で主要なトピックの一つとなっている。その代表的なものが熟議民主主義であり、熟議の一つの方法として注目されているのが、くじ引きによって選出された市民代表が熟議を行うミニ・パブリックスである。OECDのデータベースによると、世界中ですでに七〇〇以上の中実践が確認されている⁽¹⁾。日本でも、二〇一八年三月時点には類似事例を含めると五〇〇件を超えたと報告されている(長野 2021:18)。ただし、これらのミニ・パブリックスは、そのほとんどが公的機関により設立・主催されたものである。ミニ・パブリックスの世界的動向を最も網羅的に調査・分析しているOECD (2023)においても、対象(二八九例)の条件の第一に「公的機関の依頼である」とが挙げられている(OECD 2023:48)。

やつしたなか、市民の側からミニ・パブリックスを設立・主催したユニークな例が、ベルギーの社会運動政党「アゴラ」(正式名称は Agora Brussels)」の試みである。アゴラは、熟

議民主主義の促進を目的とする市民運動として、一〇一八年に設立され、将来的な抽選制議院の設立を目指してブリュッセル地域圏議会（以下、「ブリュッセル議会」）選挙へ出馬し一議席を獲得した。そして、目標への第一歩として、アゴラ自身が独自のミニ・パブリックスを設立し、そこの熟議により形成された意思を議席を通して議会に繋ぎ、実際の条例や政策に結びつけようとする活動を展開した。

アゴラは比較的新しい市民による社会運動政党であり、認知度もまだ高くはないと思われ、これを対象とした先行研究は多くない。日本語の文献としては、岡崎晴輝『新しい政治改革へ——国会を市民の手に取り戻す』がほぼ唯一のものと思われる。同書で岡崎は、選挙制議院を抽選制議院へ改組するには憲法改正などが必要である、まずは様々な抽選制の実績を積み重ねていくことが必要と論じる。そして、政党における抽選制の活用方式の一例として、後述の Junius et al. (2023) を参照し、アゴラの取り組みを簡単に紹介していく（岡崎 2024: 238-239）。英語の文献では、ニーノ・ユニウス（Nino Junius）による参与觀察を基にした一連の論文（共著を含む）が最も重要なと思われる。そこで彼は、アゴラが選挙代表制を利用して市民によるミニ・パブリックスを現実の議会に接続し、その参加者も高い正統性を認める熟議民主主義を

推し進めた点は評価する。一方で、全ての問題を熟議で解決する」とや、ミニ・パブリックスの意思を外部に対しても適切に代表する」となど、政党として熟議民主主義の理想を実現する困難も指摘している（Junius 2023a; Junius 2023b; Junius and Matthieu 2023; Junius et al. 2024; Junius et al. 2023）。

ユニウスの一連の論文は政党論としての色合いが濃く、アゴラの組織構造に触れてはいるが、ミニ・パブリックスの実際のプロセスや熟議された内容には、ほぼ言及していない。そこで本稿では、プロセスや熟議内容について、アゴラの公式サイト (<https://www.agora.brussels>)、ミニ・パブリックスの各会期の最終報告書、およびメールでの問い合わせに依拠して、アゴラの試みの全体像を素描することにしたい。

第一節 アゴラの組織

ベルギーの首都であり EU 本部も置かれるブリュッセルは、主に二つの言語話者が暮らす多言語都市であり、ミニ・パブリックスが複雑な行政構造を有する。そこで、本題に入る前に、アゴラの政治活動の舞台を確認しておくことにしたい。

歴史的背景により、建国当初からモザイク国家であつたベルギーは、大まかに、北部のオランダ語話者が中心のフラン

デレン地域と、南部のフランス語話者が中心のワロン地域に分かれる。しかし、フランデレン地域内に位置する首都ブリュッセルでは両方の話者が混在し（ただし、フランス語話者が多数派である）、更にワロン東部ではドイツ語話者も存在する。このような人口構成を受けて、行政単位も、地域を基にした「地域圏」（ワロン地域圏、フランデレン地域圏、ブリュッセル地域圏）と、言語を基にした「共同体」（フランス語共同体、オランダ語共同体、ドイツ語共同体）という二層構造を持つ特殊なものとなっている。地域圏は、主に経済・都市計画・環境分野について、共同体は、文化・教育分野についての権限を持ち、地域圏と共同体のそれぞれが議会と行政を持つ⁽²⁾。特筆すべきは、地域圏では居住地に紐づけられた領域原則が採用されているのに対し、共同体は言語を使用する個人を対象とする属人原則が採用されている点である。フランデレン地域にありながら、フランス語話者とオランダ語話者の住民が併存するブリュッセルでは、市民の一人ひとりは、ブリュッセル地域圏の住民であると同時に、選択した言語によってフランス語共同体かオランダ語共同体かのいずれかに属することになるのである（以上、津田・吉武編 2011: 152-154、畠・小森田編 2018: 483-517；馬場・平島編 2010: 180-193 を参照）。

以上から、アゴラが政治活動の対象とし議席を有するブリュッセル議会は、有権者にはフランス語話者とオランダ語話者の双方が含まれ、主に経済・都市計画・環境分野での審議と議決がなされることが確認される。

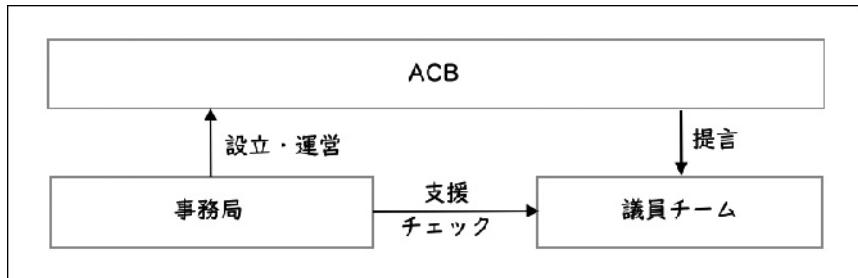
既存のブリュッセル議会に併設することを長期的目標として、二〇一八年三月五日に設立された。翌年のブリュッセル議会選挙（比例代表制）のオランダ語有権者枠に候補者名簿を提出し、最少得票率（五・一八%）ながら一議席を獲得して（Junius et al. 2023a: 513）、アゴラの創設者であり代表のペイイン・ケニス（Pepijn Kennis）が議員となつた。そして、その目標を達成する第一歩として、アゴラ自身がミリ・パブリックス「ブリュッセル市民議会（Assemblée Citoyenne Bruxelloise）」（以下、「ACB」）を設立した。そこで、熟議を通じて取りまとめられた意思を、ケニス議員を通して、そのままの形でブリュッセル議会へ伝え、実現するよう働きかけていくことが、アゴラの活動の中心である⁽³⁾。

アゴラが持つ法人格は、既存政党へのアンチテーゼ的特徴を示している。選挙のためのクラウドファンディング用（Lasbl Agora Brussels）と、ACBの運営・資金調達用（Lasbl Reboot Democracy）の二つの法人格を有しているが、いずれ

も非営利団体 (association sans but lucratif) と云う形態を取つてゐるのである⁽⁴⁾。ベルギーでの政党の法的地位は、基本的に「事実上の団体 (association de fait)」であるが、これは会計申告やその他の法的義務を負わない⁽⁵⁾。これに対してもアゴラは、会計的透明性の模範を示すため、そのような法的義務を負う非営利団体という形態を取つてゐるという⁽⁶⁾。事実、収支は全て公開されている⁽⁷⁾。また、代表を含む全ての従業員の給与を、ブリュッセル地域圏における給与額の中央値（家族構成や勤続年数は考慮される）に設定しており、アゴラ選出議員であるケニス代表は、議員報酬および日本で言うところの政務活動費の全額から、彼の状況（家族構成など）に該当する二三五四ユーロ（手取り）を引いたものを、アゴラの活動資金として寄付している⁽⁸⁾⁽⁹⁾。

次に、アゴラの党内組織を、ユニウスらの論文を参照して概観する⁽¹⁰⁾。次の図一で示すように、アゴラは、事務局 (Movement)、議員チーム (Elected MP)、ACB からなる。事務局は、元々の運動母体が組織になつたもので、従業員、ボランティア、賛同者から構成されており、八つのワーキング・グループを有する。ACB の設立・運営、アゴラ選出議員の支援、議員チームが与えられた権限を逸脱していないかのチェック、組織の監査、選挙時の候補者名簿作成などを役割

図一 アゴラの組織図



(Junius et al. (2023) Fig.1 (p. 523) より筆者作成。)

とする。すべてのワーキング・グループは、月例ミーティングで重要な戦略的事項を決定する。さらに、ワーキング・グループの代表からなるフォーラム（The Forum）が隔週で開催され、党の日常業務の調整と連絡を行っている。議員チームは、アゴラの対外的な顔であるブリュッセル議会議員と彼をサポートするチームである。ACBの意思を受けて議会での行動方針を決めると同時に、ブリュッセル議会の他の議員に対して、熟議民主主義を促進するための啓発活動も行っている（Junius et al. 2023: 521-522）。なお、ACBについては、アゴラの試みの中心であるため、次節で詳しく説明する。

アゴラの党内組織の特徴は、他の市民運動政党（スペインのボデモスやイタリアの五つ星運動など）が高度に中央集権的な体制を築いているのに対し、指導層に特権的な権限を与えない水平的かつ分権的な組織体制を築いている点である。議会を通じて熟議民主主義を促進するところアゴラの包括的な目標と戦略から逸脱しない限り、事務局・議員チーム・ACBは、各々の役割に応じて自由な活動が許されている（Junius et al. 2023: 523-524）。

アゴラとしての最高意思決定機関はACBだが、これはあくまでもブリュッセル議会に対しての意思決定に限定される。一方、アゴラ内部の問題（党内組織、人事採用など）は、

影響を受けうる全ての当事者間での熟議と合意で解決される。なお、アゴラの党規約には、メンバーシップの正式な規定はなく、関心のある者は誰でも参加できるため、ボランティアや賛同者も内部の問題に関与である（Junius et al. 2023: 524-525）。

ブリュッセル議会選挙時に提出された候補者名簿の作成方法にも、アゴラの熟議民主主義志向がよく現れている。名簿は、すべての関係者に開かれた候補者なしの選挙を通して作成された。立候補や選挙活動は禁止され、まず、候補者たる基準（フランス語とオランダ語の能力、政治的関心、アゴラへの長期かつ積極的コミット、コンセンサス志向など）が熟議によって決定された。そして、選挙参加者のそれぞれがこの基準を満たしていると思われる七名の名前を挙げ、集計の結果、挙げられた数が多かった順に七名が候補者となり、名簿上の順位は抽選によって決められたのである（Junius et al. 2024: 132-133）。

第二節 ドリュッセル・パブリックス「ACB」

アゴラが独自に主催するミニ・パブリックスが、ACBである。層化無作為抽出で選出された参加者が、熟議を通して政治的有意思を形成し、その政治的有意思がアゴラ選出議員を通してそのままドリュッセル議会に届けられる。

ACBは、二つのタイプに分かれている。一つが、抽選代表がテーマを設定し、熟議を通してまとめられた提言 (résolution) を報告書という形でドリュッセル議会に提出する「発信型 (type proactif)」である。ACBは、これまで全四会期行われてきたが、そのうち、三つがこれに該当する。もう一つが「対応型 (type réactif)」である。対応型では、ブリュッセル議会で審議されている議題の一部を熟議してACBとしての賛否を決定する。そのうえで、結論に至った経緯や理由も記された報告書を議会へ提出するとともに、アゴラ選出議員がそれに従つてドリュッセル議会で投票するのである。

ACBの参加者は、アセンブリスト (assemblist) と呼ばれる。彼らは、次のような二段階のプロセスを経て選出された。まず、アゴラのスタッフによって無作為抽出された約一万二〇〇〇の住所に招待状が配布された。⁽¹¹⁾ 次に、その招待状に応

じた者のなかから、性別、年齢、教育レベルの三つの基準で、ドリュッセルの人口構成と統計的にほぼ同一になるよう、改めて無作為抽出が行われ、最終的なアセンブリストが選出されたのである。第一会期のACBでは、ドリュッセル議会の議員数と同数となる八九名で構成されたが (Junius et al. 2023:513)、その後は、会期によって四〇～五〇名へと変更されている。⁽¹²⁾ なお、アセンブリストには参加した日数に応じて、一日あたり五〇ユーロの手当が支給された。⁽¹³⁾

このように選出されたアセンブリストによつて、次の表一に示すようなプロセスで熟議が行われた。なお、ACBのプロセスは、参加者の意見やアゴラ内での議論により、その都度改善されており、細部については会期によって微妙に異なる。そこで本節では、まず、改善が最も進んでいると考えられる発信型の第四会期（第一項）、次いで、対応型の第二会期（第二項）のプロセスを概観したうえで、全会期での熟議の結果を各会期の最終報告書に基づいて簡単に紹介し（第三項）、最後に、ACBおよびアゴラの意思がドリュッセル議会においてどのような結果となつたのかを報告したい（第四項）。

（一）ACBのプロセス：発信型（第四会期）

発信型ACBの各会期のテーマは、過去のアセンブリスト

表一 A C B のプロセス

	第二会期（対応型）	日数	第四会期（発信型）	日数
歓迎セッション	2021/04/20	0.5	2022/09/17	0.5
第一回情報セッション	2021/04/27	1.0	2022/10/01	1.0
議案の決定・グループ分け	2021/04/29 ~05/03	5.0		
第二回情報セッション	2021/05/04	1.0	2022/10/15	1.0
第一回熟議セッション	2021/05/08	1.0	2022/10/19 ~10/20	2.0
コメント期間	2021/05/11 ~05/23	13.0	2022/11/25 ~12/02	8.0
第二回熟議セッション	2021/05/29	1.0	2022/12/03 ~12/03	1.0
ACB承認期間	2021/06/04 ~06/09	6.0		

(Assemblée Citoyenne Bruxelloise (2021a)、Assemblée Citoyenne Bruxelloise (2022)、およびアゴラ公式サイトより筆者作成。)

のオンライン投票によって決定された^[14]。これと並行して、アセンブリスト達がアクセス可能なプラットフォームがオンライン上に開設され、以降、ここに必要な情報が隨時掲載された。

アセンブリスト達は、まず歓迎セッションで顔合わせをし、そこで当該会期の全体像がレクチャーされた。次に二度にわたり情報セッションが開催された。ファシリテーター二名とリソース担当者^[15]一名が配置された四つのワーキング・グループと全体会議を行き来しながら熟議が行われ、専門家との対話や質問を通して、情報を整理・共有し、提言の最初のアイディアが練られた。続いて、熟議セッションが二度開催された。第一回では、アセンブリスト達は、まずワーキング・グループ単位で熟議を行つた。そこで作成された提言の草案を全体會議で順番に発表し、専門家らや他のアセンブリストの意見を募つた。それらの意見を踏まえて、翌日に再度ワーキング・グループ単位で提言の第一稿を完成させ、再び全員の前で発表し、意見交換を行なつた。そして、全アセンブリストおよびアゴラの議員チームがオンライン上でコメントできるコメント期間を挟んで、最後となる第二回熟議セッションが開催された。午前中に各ワーキング・グループがコメント期間に寄せられた意見を加味して提言の最終稿を完成させ、午

後の質疑応答の後、最終承認のためのオンライン採決がなされた。各提言の採決は、①賛成、②条件付き賛成、③反対の三択で、各アセンブリストは、この三つの選択肢から選ぶだけではなく、賛成するための条件や反対理由も書き込むことができた。一五%以上の反対（＝③）があつた場合、当該提言の最終稿は撤回される。その後、提言に至つた理由なども盛り込んだ最終報告書が作成され、アゴラ選出議員を通してブリュッセル議会に提出された。

なお、アゴラ選出のケニス議員はブリュッセル議会において、ACBで扱われたテーマに関する議案に限り、ACBの意思に沿つて賛成もしくは反対の票を投じ、それ以外の議案に対しても棄権する。その判断は議員チームが行うが、ACBで明確な結論が表明されていない議案については、ACBが賛成か反対のいずれの立場を取つているかという解釈上の困難が生じることもあるという（Junius 2023b: 920-921）。

（II）ACBのプロセス：対応型（第二会期）

次に、ブリュッセル議会で審議中の議案を熟議する対応型を見していく。まず歓迎セッションで顔合わせをし、当該会期の全体像がレクチャーされ、二度にわたり情報セッションが行われるのは発信型と同様である。ただし、その性質上、最

（III）熟議の結果（ACB最終報告書）

このようなプロセスを経てACBとしての意思が練り上げられ、その意思是最終的に報告書としてまとめられて議会に

初の情報セッションにおいて、当該期間中のブリュッセル議会で審議されていた四〇議案のうち、アゴラの事務局が一定の基準で選定した一〇議案が提示された。次に、第二回情報セッションまでの間に、熟議の対象となる五議案に絞り込むためのアセンブリストによるオンライン投票（表一「議案の決定・グループ分け」）が実施された。五議案に絞り込んだのは、熟議を行うためのワーキング・グループを五つにしたためである。第二回情報セッションから、第一回熟議セッション、コメント期間、第二回熟議セッションに至る流れは、発信型と同様である。ただし、発信型が第二回熟議セッションの最後で提言の最終承認を行うのに対し、対応型では、別途、六日間のACB承認期間が設けられた。この期間のオンライン投票によってブリュッセル議会での投票行動（賛否）が確定され、その結果をブリュッセル議会で投票する権限がアゴラ選出議員に付与された。この最終承認も、八五%超の賛成が必要な特別多数決である。^[16]なお、この第二会期は、コロナ禍の影響により、全てオンラインで開催されている。^[17]

提出された。本項では、各会期の報告書の骨子を簡単に紹介する。

第一会期：住宅問題 (Assemblée Citoyenne Bruxelloise 2020)

- ① ブリュッセル地域圏政府は、憲法が保障する国民の住宅の権利に対して十分な対策を講じておらず、特に生活困窮者が困難な状況に陥っている。そのため、「住宅ファースト (Housing First)」などのNGOと連携し、公営住宅の申し込みと管理を一元化し、包摂的かつ多様性に富む住宅環境を整える。
- ② 特に低所得者向けの優良住宅が不足しており、一定の水準を備えるとともに環境にも配慮した賃貸物件を中心的にリノベーションを行いやすくする方策（補助金など）を官民共同で促進する。
- ③ 約一〇%に上る空室を埋めるべく、ブリュッセル地域圏政府が情報を一元管理し、特に生活困窮者用の公営住宅のリノベーションを促す具体的方策（長期放置物件の接收や差押え、罰金など）を促進する。
- ④ 現在分離課税となっている家賃収入を総合課税化すべく連邦政府に働きかけるとともに、賃貸契約紛争に対する利用しやすい仲裁サービスを設立する。また、家

賃上昇の原因の一つかとしているAirBnBなどの短期賃貸プラットフォーマーの賃貸収入申告を厳格化する。

第二会期：ブリュッセル議会議案 (Assemblée Citoyenne Bruxelloise 2021a)

- ① 一九のコムーネ（基礎自治体）の一部役職の統廃合条例案に対しても、費用対効果の検証などが不十分であるとして、全会一致で反対とする。

- ② 生理用品の直接無料配布に関する決議案に対しても、社会的正義回復の契機が見出されるとして、A C Bが提案した六つの修正案のうち、最重要とするものが受け入れられることを条件に賛成とする。

- ③ 移動に困難を抱える人たちの公共建造物へのアクセシビリティに関する決議案に対しては、部分的ではある社会の痛切な必要性に応えるものであり、A C Bによる修正案が受け入れられなくとも賛成とする。

- ④ ブリュッセルでの自立サポート保険創設に関する条例案に対しては⁽¹⁸⁾、対象者の定義や制度などの点で不明な点が多く、修正案も模索されたが、拙速な判断は避けるべきだとして反対とする。

⑤ 反サイバー暴力決議案については、問題の重要性と緊急性が認識されたが、案文の一部に懸念もあり、その部分を手当する二つの修正案を追加することを条件に賛成とする。

⑥ EU南米南部共同市場通商協定に関する質問^[9]。アセンブリストによる投票で選ばれたテーマで、熟議の結果、

ACBとしては反対の立場であり、同協定に対するブリュッセル地域圏政府の立場などを問う質問がまとめられた。

第三会期・労働問題 (Assemblée Citoyenne Bruxelloise 2021b)

① ブリュッセル地域圏では非熟練労働者への求人が少なく、これらの人々が地方へ流出する傾向が進んでいる。

そのため、ブリュッセル地域圏政府が訓練雇用期間中の給与補償を企業に対して行うなどの対策を促進する。

② 求人情報を二元管理したうえで、求人情報や履歴書のフォーマットを統一してマッチング機能を強化する。

それと同時に、採用時の差別や偏見を減らし、不採用時の理由説明とフィードバックを義務化する。

③ 社会的に重要ながら低待遇を余儀なくされている職種に対し、その職種の意義を再評価する研究を後押しす

る。それとともに、彼らに対する公共交通機関の無償化、必要な用具の提供、不規則シフト時のホームヘル

パーやチャイルドケアの提供、健康保険の保証などを促進する。

第四会期・気候変動とエネルギー問題 (Assemblée Citoyenne Bruxelloise 2022)

① 全ブリュッセル市民が気候変動に配慮したエネルギー

消費に取り組めるような効果的かつ包括的な情報提供の仕組みを整備する。

② 古着由来の断熱材の利用を促進するため、ブリュッセル地域圏としての補助金を創設する。

③ 建物のエネルギー効率監査制度を充実させる。

④ 建設業の人手不足解消のための方策を促進する。

⑤ 公共交通機関の利用を促すべく、運賃値下げや夜間ダ

イヤの拡充、無料ライド&パークといった具体的方策

を促進する。

⑥ 省エネを目的とするリフォーム促進のため、エコロジーサイ素材利用に対する優遇税制導入や無料相談窓口の設置といった具体的方策を促進する。

⑦ 地産グリーンエネルギーの生産を拡大するため、財政、情報、法律面での改革を促進する。最終的には、二〇一〇年までに、ブリュッセルをエネルギー消費のモデル都市にすることを目指す。

(四) ブリュッセル議会における結果

発信型 A C B の提言を実現すべく、アゴラ選出議員は、ブリュッセル議会において質問や演説などの積極的な活動を開いた。²⁰しかし、一議席しか持つていなかつたせいか、提言のうち、具体的な形で実現されたものは、現時点では確認できていない。一方、対応型 A C B で賛否が示されたブリュッセル議会の議案および A C B により作成された質問は、次のような結果となつた。

条例案 (A-59/1、A C B は「反対」) は、条例案提出者によつて取り下げられた。²¹

生理用品の直接無料配布に関する決議案 (B-58/1-20/21、A C B は「条件付き賛成」) は、委員会での「反対」という結論に対する本会議での採決で、賛成六三、反対一三となり、否決された。²²

③ 移動に困難を抱える人たちの一般公開建造物へのアクセスシビリティに関する決議案 (A-287/1、A C B は「賛成」) は、本会議において全会一致で可決された。²³

④ ブリュッセルでの自立サポート保険創設に関する条例案 (B-9/1、A C B は「反対」) は、委員会での「反対」という結論に対する本会議での採決で、賛成六一、反対五、棄権一五となり、否決された。²⁴

⑤ 反サイバー暴力決議案 (A-331/1、A C B は「条件付き賛成」) は、本会議において、賛成六五、反対ゼロ、棄権二〇で可決された。²⁵

⑥ 二〇一一年六月二八日、ブリュッセル議会一般財政委員会 (Commission des finances et des affaires générales)において、所管大臣に対して質問がなされ、ブリュッセル市民の懸念を払拭する条件での協定となるよう連邦政府へ働きかけているとの答弁を得た。²⁶

① 一九のコミュニーン（基礎自治体）の一部役職の統廃合

一方で、A C Bでは直接取り上げられなかつた（少なくともA C B最終報告書には記載のない）テーマについても、議員チームが議会で積極的に活動した。熟議民主主義促進というアゴラの元々の目的に関わるものである。三六回の質問に加え、議会の熟議委員会の改善案⁽²⁷⁾、議員報酬およびその透明性にかかる議会規則改正案の提出などがなされ⁽²⁸⁾、V G C委員会での対話の権利拡大条例の可決⁽²⁹⁾、住民投票をブリュッセル地域圏で実施するための条例案提出という結果につながつた⁽³⁰⁾。

おわりに

一一〇一二四年、アゴラは新たな戦略を発表した。まず、一月二九日に公式サイトで発表された「#OpenConstitution」という請願運動である⁽³¹⁾。ベルギーでの憲法改正が連邦議会での議題となるためには、当該会期開始前に対象が指定されていなければならない。そこで、同年六月の選挙により新たな連邦議会が発足する前に、改正の議論の対象とする（Openにする）部分を政府が指定するよう求め運動を始めたのである。もちろん、アゴラが最終的な目標にしている常設型の

抽選制議院設立への議論を可能にするためである。さらに、連邦議会選挙と同時に行われる次のブリュッセル議会選挙への不出馬も表明し、その理由として、現在の議会の仕組みでは、たつた一議席や二議席で影響を与えることや、A C Bの声を野党のベンチから届けるのは依然として難しいことを挙げた⁽³²⁾。そのまま、連邦議会選挙への出馬と「アゴラ・ベルギー（Agora Belgium）」の設立を表明した。「#Open Constitution」は、この出馬に運動するものであろう。

アゴラ・ベルギーが連邦レベルで目指したのは、ベルギー連邦議会を選挙代表制と抽選代表制との二院制とし、そこに請願と国民投票の制度を組み合わせた制度の導入である。具体的には、従来からの選挙代表制の下院は残したままで、上院を請願により招集される抽選代表制の議院に替え、両院が合意に達しない場合には、国民投票を実施するという制度である。そして同様の仕組みを連邦レベルのみならず、地域圏やコミュニーンのレベルまで導入するというのである⁽³³⁾。そのためには憲法改正が必要であり、これが実現すればアゴラは政党としての存在意義を失うため、アゴラを解散すると表明した⁽³⁴⁾。

六月九日に連邦議会選挙が実施されたが、アゴラ・ベルギーの得票数は全二五政党のうち二四番目の三四七三票（得票率

○・○五%)にとどまり、前回ブリュッセル議会選挙で獲得した三六二一九票さえも下回った^[35]。前述の通り、今回のブリュッセル議会選挙には出馬しなかつたため、これでアゴラの試みは一旦終了することとなつた。

最後に、アゴラの試みの特徴を三点指摘しておきたい。第一が、議題設定権である。一般的なミニ・パブリックスでは、主催者である公的機関が事前に議題を設定することが多いが、発信型ACC-Bでは、議題設定権が抽選代表に与えられた。できる限り民主的な熟議民主主義を目指す市民運動政党としては当然の仕組みであり、公的機関によるミニ・パブリックスの今後の制度設計においても検討に値する点であろう。

第二は、対応型ACC-Bにおけるブリュッセル議会での質問（第二会期⑥参照）である。抽選代表がテーマを選び、熟議を通して質問という形に練り上げ、実際に質問が行われたとい

う実践は、おそらく他に類を見ないであろう。これも議題設定の一つの形であるが、発信型ACC-Bで扱われたような比較的大きなものに限らない個別的なテーマを提出できたという点、また議会に議席を有することで、そのテーマを議会の俎上に載せ、それに対する答弁を得ることができたという点で一定の意義があるだろう。

第三の点として、対応型ACC-Bが示したロトクラシーの実

現可能性も注目に値する。ロトクラシーとは、「ミニ・パブリックスを助言機関ではなく、更に一步踏み込んで、実質的な意思決定権を持つ立法機関に変えること」である（山口 2022: 28）。しかしながら、構想は提案されているものの（e.g.

岡崎 2024、山口 2022）、憲法改正といったハードルが高く、その実現は容易ではない。しかし、ブリュッセル議会で審議される議案に対し、抽選代表による熟議を通して形成された政治的意思が、議会においてそのままの形で投票された対応型ACC-Bは、ロトクラシーの一つの形を提示しており、今後のロトクラシー実現へのヒントとなりうる。これらは、熟議民主主義のあり方として示唆に富む特徴である。ただし、その意義を正当に評価するためには、詳細な検討が必要となるであろう。

※ 本稿は、二〇二四年一月に九州大学大学院地球社会統合科学府へ提出した修士論文の一部に大幅な加筆修正を加えたものである。本稿の執筆にあたって、九州大学大学院地球社会統合科学府の岡崎晴輝先生をはじめ、同ゼミの皆様より多大なご指導とご助言を頂いた。心より感謝を申し上げたい。

注

- (1) OECD Deliberative Democracy Database (<https://airtable.com/appP4czQJAUIMy2M3/shrX048tmQL8yZdc/tblrtW98WGpdnX3Y/vtwX5ZutDDGdMEep>)
○|一四年一〇月一五日最終閲覧)。
- (2) ハンガリーレン地域圏は、ブリュッセルのオランダ語話者住民を除いて、オランダ語共同体と地域的にほぼ一致しているといふから、それぞれの議会と行政府を統合して一つにしてある。
- (3) <https://www.agorabrussels.be/> ((|〇|一四年一一月|一|)|日最終閲覧)。
- (4) <https://www.agorabrussels/structure-juridique> ((|〇|一四年一一月|一|)|日最終閲覧)。
- (5) https://justice.belgium.be/fr/themes_et_dossiers/societes_associations_et_fondations/associations_asbl/caracteristiques ((|〇|一四年一一月|一|)|日最終閲覧)。
- (6) ブリュッセルのローティネーター Francois Xavier Lefebvre 氏の|一〇|一三年四月三日付メール。以下、「メール」は同氏とのやりとりを意味する。
- (7) <https://opencollective.com/agora> ((|〇|一四年一〇月五日最終閲覧)。全ての取引のダウンロードが可能である(CSV形式)。
- (8) |一|一四年一月二〇日付メール。|一|一四年一月二〇日最終閲覧)。
- (9) <https://www.agorabrussels.be/> ((|〇|一四年一一月|一|)|日最終閲覧)。
- (10) Junius et al. (2023) は、文脈から判断する限り、ABC 第一会期までの期間を参与觀察の対象としている。第一会期以降、熟議のスケジュールや参加人数などの変更が行われているが、党内組織の変更の有無は確認できていない。
- (11) |一〇|一三年五月八日付メール。
- (12) 八九人で熟議のプロセスを実施することが複雑であるという実務上の理由による変更であり、その後は一〇二割の辞退者を見込んで五〇人を選び、過去の応諾率の経験則から、招待状も約六〇〇〇通にした(|一〇|一三年八月九日付メール)。
- (13) 一ユーロを一六〇円とする、八〇〇〇円にな。
- (14) ただし、過去のアンケートリストが存在しない第一会期においてはどのように決定されたかは確認できていない。
- (15) リソース担当者 (personne ressource) は情報の質に責任を持つ。事実の確認やアンケートリストからの質問への回答、必要に応じた専門家の招待、ブリュッセル地域圏の権限範囲の説明、ABCが提言しようとしているものと同様の目的を持つ条例などが既に存在しているかの確認などがその役割だが、本人の意見などは表明しない。(Assemblée Citoyenne Bruxelloise 2021a 45)。
- (16) メールにて確認した。
- (17) |一〇|一四年八月九日付メール。
- (18) 自立サポート保険とは、高齢のため、日常生活の特定

の行為を自力で行うことが困難になつた人々に対する社会保障制度で、当事者が可能な限り自宅で生活を続けるよう支援する」とを目的とする（Assemblée Citoyenne Bruxelloise 2021a: 25）。

(19) 南米南部共同市場（メルコスール）は、一九九五年、域内の関税撤廃等を目的に発足した関税同盟で、加盟国は、アルゼンチン、ボリビア、アルゼンチン、パラグアイ、ウルグアイ、ペネズエラの六カ国である（外務省HP <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/latinamerica/keizai/mercousur/> (11〇〇四年一月五日最終閲覧)）。

(20) 11〇〇一九年～11〇〇四年の会期中に、住宅問題について九回、労働問題について五回の質問を行つた（<https://www.agora.brussels/post/actions-parlementaires/110015年1月11〇〇日最終閲覧>）。

(21) <https://www.parlement.brussels/weblex-doc-det/?moncode=PCA464&montitre=&base=1> (11〇〇四年一月11〇〇日最終閲覧)。

(22) <http://weblex.brussels/data/arcc/crit/2021-22/00022/images.pdf#page=7> (11〇〇四年一月11〇〇日最終閲覧)。ケーラス議員は、本会議において反対票を投じたが、ACBの修正提案が受け入れられたかの確認はどうなつた。

(23) <http://weblex.brussels/data/crb/crit/2022-23/00009/images.pdf#page=16> (11〇〇四年一月11〇〇日最終閲覧)。

(24) <http://weblex.brussels/data/arecc/crit/2020-21/00035/images.pdf#page=42> (11〇〇四年一月11〇〇日最終閲覧)。

(25) <https://weblex.internet.be/data/crb/biq/2020-21/00161/images.pdf> (11〇〇四年一月一八日最終閲覧)。

(26) <https://weblex.internet.be/data/crb/biq/2020-21/00161/images.pdf> (11〇〇四年一月一八日最終閲覧)。

(27) 熟議委員会（commissions délibératives）とは、トホハス語共同体もしくはアリュッセル地域閣議会が、一定のテーマについて、市民（十六歳以上の10000名の支持を必要とする）によっては議会の要請によつて設置するもので、抽選で選ばれた市民（四分の1）および議員（四分の1）で構成される（https://democratie.brussels/pages/cd_schema 11〇〇四年一月11〇〇日最終閲覧）。

(28) <https://www.agora.brussels/post/actions-parlementaires/110015年1月11〇〇日最終閲覧>。

(29) ▷ G C 委員会（le Conseil de la Vlaamse Gemeenschapscommissie）との対話の権利とは、トホハス語共同体のオランダ語共同体の教育政策などに、質問などを通して参加できる権利で、これまでには一八歳以上に限られた参加の資格が二二歳以上に引き下げられた（<https://www.agora.brussels/post/droit-de-dialogue-vgc-à-partir-de-12-ans> 11〇〇四年一月11〇〇日最終閲覧）。

終閱覽

- (30) ブルギーでは、第六次国家改革により、拘束力のない住民投票（consultation populaire）を地域圏が実施することが可能となつたが、これを条例化したのはワロン地域圏のみだつた。ソリド・トロは、ブリュッセル地域圏でもそれを可能にする独自の条例案を提出し、同時に独自の条例案を提出した多数派政党の一部と共同で、ある程度の妥協は余儀なくされたものの、(アコラによれば) もう括弧的な条例案として扱はれ上げた (<https://www.agora.brussels/post/consultation-populaire-à-bruxelles-110114年1月15日最終閲覧>)。

(31) <https://www.agora.brussels/post/openconstitution-110114年1月15日最終閲覧>。

(32) 110114年1月14日付リーベンター。

(33) <https://www.agorabelgium.be/programme-110114年1月11月11日最終閲覧>。

(34) <https://www.agorabelgium.be/faq-110114年1月11月11日最終閲覧>。

(35) <https://resultatsselection.belgium.be/fr/election-results/chambre-des-representants/2024/royaume/251712-110115年1月15日最終閲覧>。

www.assemblee.brussels/_files/ugd/9f4d69_8aled85e2ee

閱覽·
7d434581fc9465f7739742.pdf (1101|五年一月一五日最終

Assemblée Citoyenne Bruxelloise (2021a) "Première Assemblée Citoyenne Bruxelloise Réactive," <https://www.bruxelles.be/la-premiere-assemblee-citoyenne-bruxelloise-reactive>

www.assemblee.brussels/_files/ugd/9f4d69_947897bb

ba414be280cc3cb4bb5b/2b438.pdf (11) 五年一月一五日
最終閱覽)

Citoyenne Bruxelloise (2021b) "Résolution Citoyenne: Emploi et Travail." <https://www.assembleecitoyenne.be>

aabb2931.pdf (11月 | 五年 | 五日最終閲覧)

Citoyenne: Énergie et Climat," [https://www.assemblee
brussels/files/ugdf/9f4d69a9f4a5bcbf2e41d2bcd249b2](https://www.assemblee.brussels/files/ugdf/9f4d69a9f4a5bcbf2e41d2bcd249b2)

495549c.pdf (1)〇一五年一月一五日最終閱覽

Call for Participants' Authorship over Mini-Publics

Design in Brussels," *Critical Policy Studies*, 17(4), 524-543 (ius Nino 2023b). "From Representative to Renpresented

Mini-Publics : How Mini-Publics' Outputs Are Shaped by the Structure of the Public Sector

Representation," *Political Studies Review*, 22 (4), 1-16.

L'Assemblée Citoyenne Bruxelloise: Logement," <https://>

引用文献

Junius, N., Caluwaerts, D. and Erzel, S. (2024). "Deliberative Practices by A Deliberative Movement Party: The Agora case in Belgium," Ghergina, S., ed. *Political Parties and Deliberative Democracy in Europe: A Convenient Relationship?*, Routledge, 124-138.

Junius, N., Cauwaerts, D., Matthieu, J., and Erzel, S. (2023) "Hacking the Representative System Through Deliberation? The Organization of the Agora Party in Brussels," *Acta Politica*, 58(3), 512-530.

カトハ・ライアルハウゼン（2019）『選挙制を疑へ』岡崎晴輝／アイミ・メリ・ヴァンオーヴェルベーグ訳、法政大学出版局。

岡崎晴輝（2024）『新しい政治改革へ——国会を市民の手に取り戻す』法政大学出版局。

津田由美子・吉武信彦編（2011）『世界政治叢書 三 北欧・南北・ベルクス』マネルヴァ書房。

長野基（2021）「市民討議会の現在とその特徴」『地域社会研究』第三三一号、一八一—二一頁。

畠博行・小森田秋夫編（2018）『世界の憲法集（第五版）』有信堂高文社。

馬場康雄・平島健司編（2010）『ヨーロッパ政治ハンドブック（第一版）』東京大学出版会。

山口晃人（2022）「熟議は必要か?——熟慮的なロトクラシーの可能性——」『筑波法政叢書』第三号、一八一四一頁。

OECD（経済協力開発機構）Open Government Unit（2023）

『世界に学ぶ』・パブリックス——「じゆく」と熟議による民主主義の作り方』日本ミリ・パブリックス研究 フォーラム訳、学芸出版。